

2月15日前でも申告できます

## 医療費控除を受けましょう！！

—10万円以下でも申告できる制度ができました—

### 1. 医療費が10万円を超えた場合（従来の制度）

2016年の医療費はどのくらいかかりましたか？1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば、税金が還付されます。

また、医療費控除の申告をすることにより、次の年の住民税や保育料が安くなる場合があります。

2016年の所得税の確定申告は2月15日から始まりますが、医療費控除のような還付金の申告は、1月1日から受け付けています。また、電子証明書の取得等事前準備が必要になりますが、インターネット（e-Tax）を利用して申告もできます。

○2016年分の病院・診療所・調剤薬局・薬局の領収書と源泉徴収票が必要

**医療費控除は世帯単位でできる。**

1人分では10万円を超えていなくても、夫婦・親子等（扶養家族でなくてもOK）で合算して10万円を超えていれば、医療費控除を受けることができます。

例) 年間に支払った医療費が200,000円の場合、 $200,000 - 100,000 = 100,000$ 円が医療費控除の対象になります。（注意！100,000円が還付されるわけではありません。）

**申告は収入の多い人が行うほうが有利**

○申告書をもらいに税務署へ。（インターネットから申告書をダウンロードすることもできます）  
インターネットで申告する場合は電子証明書の取得等事前準備が必要です。

（e-Taxホームページ参照 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>）

○申告書に記入

①集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計します。

②申告書に添付してある「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。

○住所地を管轄する税務署へ申告書を提出

申告書は、直接税務署に持参・郵送してください。住所を管轄する税務署がわからない場合は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>) で検索できます。

- ☆ 2016年より前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。
- ☆ 連合「医療費控除の還付申告」早わかりフローチャート (<http://www.kanpu-shinkoku.net/>) もご参照下さい。

## 2. 医療費が10万円以下でも申告できるようになります！

### 「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」

—適用は2017年分の確定申告から—

2017年1月1日から、特定の医薬品購入に対する新しい税制「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まりました。

「セルフメディケーション税制」は、きちんと健康診断などを受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにし

たものです。※別添のチラシもご参照ください。

この制度の対象期間は **2017年1月1日から2021年12月31日まで**となっています。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)では、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。

#### 制度の概要

「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」として、定期健康診断などを受けている人が、2017年1月1日以降に、市販薬（要指導医薬品および一般用医薬品）のうち、対象となっている医療用から転用された特定成分を含む医薬品（スイッチOTC医薬品）を年間1万2000円を超えて購入した際に、**1万2000円を超えた部分の金額（上限金額：8万8000円）**について所得控除を受けることができます。従来の医療費控除と同様に世帯単位でできます。

ただし、この制度は「医療費控除の特例」であり、医療費控除の一部であるため、**従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することができません。**

- ①従来どおり10万円を超えた医療費の所得控除を受ける  
②「セルフメディケーション税制」で所得控除を受ける } ①、②どちらか選択

※この特例は、2017年分の確定申告から適用できます。なお、2017年分の確定申告の一般的な提出時期は、2018年2月16日から3月15日までです。

#### 制度の対象となる人

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、所得税や住民税を納めていて、以下のいずれかを受けている人（勤務先での定期健康診断なども含まれる）。

1. 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
2. 予防接種
3. 定期健康診断（事業主健診）
4. 健康診査
5. がん検診

#### 対象となる医薬品

厚生労働省のWebサイトに掲載されている医薬品（1/17現在、1577品目）が対象となります。

★セルフメディケーション税制対象医薬品 品目一覧（厚労省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

★対象となる医薬品の薬効の例

かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など（注：すべてが対象となる訳ではありません）



対象製品の多くに共通識別マークが入っています

#### 減税の一例

○課税所得額400万円の人が、対象医薬品を年間5万円購入した場合。

※購入金額は、「生計を一にする配偶者その他の親族の分」が購入したものも含む

○控除額：50,000円（対象医薬品の購入金額）－12,000円（下限額）＝38,000円（控除額）

○減税額：〈所得税〉：38,000円（控除額）×20%（所得税率）＝7,600円（減税効果）

〈翌年度の個人住民税〉：38,000円（控除額）×10%（個人住民税率）＝3,800円

7,600円＋3,800円＝11,400円の減税効果！

※医薬品を購入した時は、必ずレシート（領収書）を発行してもらい、対象になる医薬品なのかどうかなど、チェックするとともに、確定申告で利用できるようにきちんと保管しておきましょう。